

議 会 資 料	議案第 6 0 号
保険年金課	

志摩市国民健康保険条例の一部改正について

1. 条例を改正する理由

令和 5 年 6 月 9 日に公布された「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）により、マイナンバーカードと健康保険証を一体化して被保険者証を廃止することとなり、それに伴って改正された国民健康保険法が令和 6 年 12 月 2 日に施行されることから、国民健康保険条例の一部を改正するものです。

2. 改正する条例の要点

改正法により国民健康保険法第 9 条各項の規定が整理されるとともに、第 127 条第 1 項から、被保険者証の返還に応じない者に対する 10 万円以下の過料の規定が削除されたため、それらに基づく国民健康保険条例第 12 条の引用部分を改めるとともに、「又は同条第 3 項若しくは第 4 項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合」を削除するものです。また、改正後の国民健康保険条例の規定は、施行日前にした行為に対する罰則について、従前の例による旨を規定するとともに、施行日時点で現に被保険者証を交付されている世帯主が施行日以後に保険税を納付しない場合における被保険者証の返還についても、従前の例によると規定した上で、その罰則についても同様に従前の例により取り扱うこととする経過措置を設けています。

志摩市国民健康保険条例(平成16年志摩市条例第151号)新旧対照表

現行	改正後（案）
（罰則） 第12条 市は、世帯主が法第9条第1項若しくは<u>第9項</u>の規定による届出をせず、<u>若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合は</u>、10万円以下の過料に処する。	（罰則） 第12条 市は、世帯主が法第9条第1項若しくは<u>第5項</u>の規定による届出をせず、又は _____ 虚偽の届出をした場合 _____ は、10万円以下の過料に処する。